

## 『年収の壁』とは？

## ～社会保険との関係(106万円・130万円の壁)～

今回のテーマは、最近よく耳にする『年収の壁』と社会保険との関係についてです。まず、そもそも『年収の壁』とはどういうものでしょう？「ぼんやりとはわかるけど…」という方が多いのではないのでしょうか？

## ◆ 『年収の壁』とは？

年収が一定金額を超えると、自身に税金がかかってくること、扶養控除等の対象から外れること、自身で社会保険へ加入する義務が生じることで世帯や自身の手取額が減少してしまう「年収のボーダーライン」を示す意味の用語です。

年収と社会保険や税金の関係は、配偶者がいる方のみに関係するものではありませんが、この『年収の壁』問題は、特に配偶者の扶養内で働くパート・アルバイト等短時間労働者の働き方に大きく影響するものとして取り上げられています。

下表のように税金面での壁もありますが、今回は、社会保険に関係する「106万円・130万円の壁」について説明します。

年収の壁	社会保険	年収の壁	税金（参考）
106万円	一定規模の会社で働く人は、雇用条件により自身が社会保険へ加入することとなり保険料を負担する	100万円	住民税の課税対象となる
		103万円	所得税の課税対象となる
130万円	扶養から外れ、働き方に関わらず自身が社会保険に加入することとなり保険料を負担する	150万円	配偶者特別控除が減少し始める
		201万円	配偶者特別控除の対象外となる

## ◆ 130万円の壁とは？

会社員等の扶養配偶者であれば健康保険・年金の保険料負担はありませんが、年収 130 万円（月 108,334 円）以上が見込まれる場合は扶養から外れて自身で社会保険に加入することになります。もちろん保険料の負担も生じます。因みに親などの扶養となっている場合も、健康保険の扶養を外れ自身で加入する必要があります。

<注意!!>

次の「106万円の壁とは？」で説明する規模以下の会社で働くパート・アルバイト等短時間労働者は、本来の加入要件である『1週の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上』を満たしていないと会社の社会保険へは加入できず、自身で国民健康保険・国民年金に加入することになります。

例) 常用雇用者（いわゆる正社員）：週 40 時間 月 21 日勤務

パート等労働者：一日 6 時間、週 4 日（週 24 時間、月 16 日） 時給 1,150 円

→ 要件を満たしていない。

1,150 円 × 約 96 時間 = 月 110,400 円 → 年収 1,324,800 円

⇒ 扶養から外れて、国民健康保険・国民年金へ加入要

## ◆ 106万円の壁とは？

2016年10月から段階的に進められている『社会保険適用拡大』により、一定規模の会社で働くパート・アルバイト等短時間労働者は、その雇用条件により自身が被保険者となって社会保険に加入することとなっています。現在は、次のとおり101人(※)以上の会社が対象ですが、来年10月からは、51人(※)以上に引き下げられ、さらに多くのパート・アルバイト等で働く人が対象になってきます。

＜会社規模：(※)厚生年金の被保険者総数＞

2016.10月～501人以上 ⇒ 2022.10月～101人以上 ⇒ 2024.10月～51人以上

＜雇用条件：すべてを満たすパート・アルバイト等＞

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金88,000円以上（通勤手当、残業代、賞与等は除く）
- ③ 2ヶ月を超える雇用見込みがある
- ④ 学生でない

注) 賃金については、あくまでも雇用条件②「月額88,000円以上」が基準になり、「106万円の壁」とは、 $88,000円 \times 12ヶ月 = 106万円$ として示されているものです。

## ◆ 年収の壁は何が問題か？

年収が増加しても『年収の壁』を大きく超えない限り、社会保険料の負担による手取額の減少という逆転現象が発生します。そのため以前より、パート・アルバイト等で働く人において、社会保険の扶養から外れる「130万円の壁」は年収を抑えようとして労働時間を抑制する「就業調整」の原因となっていました。さらに『社会保険適用拡大』による「106万円の壁」ができたことで、特に配偶者の扶養となっている女性の働き方に大きく影響を及ぼすものとなっています。また、時給の上昇で「就業調整」が起こる事態は、人手不足が加速する中、事業主の悩みにもなっています。「できるだけ働きたいけど保険料負担で手取額が減るのはイヤ」「配偶者の扶養内で働かないと損」など、女性の活躍を阻む要因になっている、人手不足なのに働き手が足りない、という問題が指摘されています。

## ◆ 政府の動き

政府はパート・アルバイトで働く人が『年収の壁』を意識せずに働ける環境づくりの後押しとして、『年収の壁・支援強化パッケージ』なるものを打ち出しました。

- ・「106万円の壁」への対応：社会保険の加入に併せて手取り収入を減らさない取組みを実施する企業への助成金を新設
- ・「130万円の壁」への対応：繁忙期の労働時間増で一時的に収入が増え年収130万円以上となった場合でも事業主証明により引き続き扶養として扱われる仕組み

(詳細) 厚生労働省 HP 内：[https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

次期(2025年)の公的年金制度改正に向けた議論も昨秋より始まっています。超少子高齢化、働き方の多様化ほか諸々の社会・経済情勢の変化に合った制度改革が望まれるとともに、保険料負担と給付について国民一人一人の意識や知識を高めることが必要であると考えます。

特定社会保険労務士 有田 成子

## 相談室の活動にご支援を……………

NPO法人の活動は趣旨に賛同する会員・賛助会員の皆様とボランティアによって支えられています。活動を更に継続・強化していくために、賛助会員への加入、ボランティアなど皆様のご協力をよろしく申し上げます。詳しくは下記よりHPをご覧ください。



<https://www.hataraku7703.org/>



- 郵便局へのお振込  
記号・番号：00940-9-333625
- ゆうちょ銀行へのお振込  
店名(店番)：〇九九店【ゼロ キュウ キュウ店】  
預金種目：当座 口座番号：0333625
- 近畿労働金庫へのお振込  
店番：642(神戸支店)  
預金種目：普通 口座番号：8888247
- 口座名義：NPO法人ひょうご働く人の相談室

わたしたちは、労働相談を専門に活動するNPO法人です。

まずはお電話ください

職場のトラブルに  
悩んでいませんか

☎ 078-945-7703